

診療材料等の一括購入及び物品管理業務(院外型SPD)公募型プロポーザル評価要項

この要領は、診療材料等の一括購入及び物品管理業務(院外型SPD)公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が診療材料等の一括購入及び物品管理業務(院外型SPD)公募型プロポーザルの受託候補者を選定するための評価基準について示すものである。

1 受託候補者の選考方法及び選定について

(1) 受託候補者の選考方法

一次審査:米沢市立病院診療材料等の一括購入及び物品管理業務(院外型SPD)プロポーザル実施要項(以下「実施要領」という。)別表「評価基準」に基づき、当院用度担当による書類審査を行う。

二次審査:プロポーザル参加者の提案書等やプレゼンテーションの内容を踏まえ、実施要領別表「評価基準」に基づき審査委員会の各委員の採点により、審査を行う。

一次審査及び二次審査にて行った採点について、(3)の選定順に従い選定する。

(2) 総評価点

総評価点(満点) = 一次審査 100 点 + 二次審査 500 点(100 点×5 名) = 600 点

一次審査(提出書類の採点)及び二次審査(審査委員 5 名による採点)

(3) 選定順

① 実施要領別表「評価基準」の評価項目により審査を行い、合計得点が最も高い者を受託候補者とし、次に総評価点が高い者を次点者とする。

② 総評価点(600 点満点)の最高得点者が複数の場合は、二次審査の最高得点者を受託候補者とする。

③ ②の最高得点者が複数の場合は、二次審査にて最高得点者とした委員の数が多き者を受託候補者とする。

④ ③の最高得点者とした委員の数が同数の場合は、抽選により受託候補者を決定する。

⑤ プロポーザル参加者が1者であっても、各委員の総評価点が配点合計(600点)の5割以上の場合は、受託候補者として選定する。

⑥ 採点した委員の総評価点が配点総合計(600点)の5割に満たない場合は、不適格とみなし受託候補者とししないものとする。

2 評価点について

(1) 一次審査…業務実績の評価項目は、米沢市立病院診療材料等の一括購入及び物品管理業務(院外型SPD)プロポーザル実施要項別表評価基準(以下、「評価基準」と記載す

る。)一次審査に基づき配点及び評価基準を設定し、評価を行うものとする。

(2) 採点の方法 プロポーザル参加者の企画提案書等の評価は、「評価基準」二次審査の評価項目ごとに、配点及び評価基準を設定し、評価を行う。採点については、(3)評価段階に定める6段階の評価を行い、評価段階に応じた評価点を総評価点に加算するものとする。

(3) 評価段階

評価段階	配点が5点の場合	配点が10点の場合	配点が15点の場合	配点が30点の場合
1 特に優れている	5	10	15	30
2 優れている	4	8	12	24
3 普通	3	6	9	18
4 やや劣る	2	4	6	12
5 劣る	1	2	3	6
6 記述・提案なし	0	0	0	0